

社会保障改悪へ「工程表」

財務省 外来時定額負担を導入

財務省は9日、2020年度までの財政健全化計画の期間中に実施すべき社会保障制度の「改革」案を、財政制度等審議会（財務相の諮問機関）に示しました。医療・介護・年金・生活保護など64項目にのぼる大改悪メニューです。

◆「かかりつけ医」以外での受診に定額の上乗せ負担
 ◆高額療養費制度の高齢者向け特例の縮小
 ◆市販品類似薬の保険給付外し
 ◆介護保険の利用者負担を原則1割から2割に引き上げ
 ◆介護保険軽度者の生活援助や福祉用具貸与を自己負担化
 ◆介護保険で40～64歳は給与水準に応じた保険料負担
 ◆年金の支給開始年齢のさらなる引き上げ
 ◆能力に応じた就労をしない生活保護利用者の保護費減額

財務省は9日、2020年度までの財政健全化計画の期間中に実施すべき社会保障制度の「改革」案を、財政制度等審議会（財務相の諮問機関）に示しました。医療・介護・年金・生活保護など64項目にのぼる大改悪メニューです。

診を抑制するため、「かかりつけ医」以外を受診する場合「定額負担」を上乗せします。これは過去にも「外来時定期負担」として検討されましたが、「必要な受診まで妨げてしまう」として断念に追い込まれていたものです。風邪など市販品類似薬

で「17年の通常国会に法案を提出する」としています。

毎月の医療費負担に上限を設ける高額療養費制度についても、特例で低くしている高齢者の負担上限を現役並みに引き上げることを

16年末までに制度設計します。難病患者・小児慢性特定疾患患者などを除く全病床について、「要支援外し」に続くもので、要介護者からも介護保険サービスを取り上げるもので、

生活保護では、「能効に応じた就労」をして、光熱費相当の居住費を患者負担にする「保護費の減額など」の措置を行うことを18年通常国会に法案提出するとしています。

介護保険では、原則1割となっている利用者負担の2割への引き上げ▽介護保険制度で軽度者に給付している生活援助サービスや福祉用具貸与について原則自己負担化▽要介護1、2への通所介護サービスなどを介護保険の範囲で行う仕組み（地域支援事業）に移行」を17年通常国会に法案を提出するとして

財務省の社会保障制度改悪案から

- ◆「かかりつけ医」以外での受診に定額の上乗せ負担
- ◆高額療養費制度の高齢者向け特例の縮小
- ◆市販品類似薬の保険給付外し
- ◆介護保険の利用者負担を原則1割から2割に引き上げ
- ◆介護保険軽度者の生活援助や福祉用具貸与を自己負担化
- ◆介護保険で40～64歳は給与水準に応じた保険料負担
- ◆年金の支給開始年齢のさらなる引き上げ
- ◆能力に応じた就労をしない生活保護利用者の保護費減額

生活保護では、「能効に応じた就労」をして、光熱費相当の居住費を患者負担にする「保護費の減額など」の措置を行うことを18年通常国会に法案提出するとしています。

介護保険では、原則1割となっている利用者負担の2割への引き上げ▽介護保険制度で軽度者に給付している生活援助サービスや福祉用具貸与について原則自己負担化▽要介護1、2への通所介護サービスなどを介護保険の範囲で行う仕組み（地域支援事業）に移行」を17年通常国会に法案を提出するとして